

# 紙製及びプラスチック製容器包装の識別表示等について（報告）

平成12年9月  
通商産業省

## ．検討の経緯

- 1．平成12年4月から容器包装リサイクル法が完全施行されることに伴い、「その他紙製容器包装」及び「その他プラスチック製容器包装」が分別収集及び再商品化の対象となる。

これらの容器包装の分別排出、分別収集の促進等のために、容器包装リサイクル法の分別対象であることや、どの分別区分に属するかを示すための表示を行うべきとの要望が消費者や地方公共団体を中心に寄せられている。

このため、昨年3月に開催された産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会において、これらの容器包装に表示を行う場合の課題等について整理、検討を行っていくこととなった。

- 2．これを受け、関係事業者、消費者、地方公共団体、関係省庁等の参画のもと、容器包装の識別表示や材質表示に関する意見交換を行うための「容器包装識別表示等検討委員会」を昨年7月に設置した。

検討委員会では、消費者が分別排出を行う際に利用する「識別表示」と、同一の素材の中でさらに材質の区分をするための「材質表示」の二つの点について計7回の委員会を開催し、昨年11月に報告書のとりまとめを行った。

- 3．検討委員会でとりまとめられた報告書の内容については、昨年12月に開催された産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会において審議され、識別表示については法定化、その他プラスチック製容器包装への材質表示については事業者の自主的な取り組みが望ましいとされた。

しかしながら、これらの表示を実際に行うにあたっては、容器包装に付すマークのデザインやその表記方法等について、さらに詳細に検討すべき課題が多く残されていることから、これらの課題を集中的に検討するため、本分野の専門家を中心とした関係者による「表示検討ワーキング・グループ（WG）」を本年1月に設置、計17回のWGを開催し、本年6月にとりまとめを行った。

とりまとめられた結果は、容器包装識別表示等検討委員会に報告、更なる検討が行われ、本年7月、検討委員会の報告書としてとりまとめられ、産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 第16回容器包装リサイクル小委員会（平成12年7月31日開催）にて了承された。今後、WTO/TBT協定の通報手続きを経て、識別表示の対象製品、表示の標準となるべき事項について政省令を年度内に制定する予定。

## ・報告書の概要

### 別紙参照

---

#### (参考)

- 平成11年3月 産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会において、表示を行う場合の課題について整理・検討を行うことを決定
- 7月 関係事業者、消費者、市町村、関係省庁等から構成される「容器包装識別表示等検討委員会」を設置し、検討を開始
- ↳ (計7回開催/表示に関するパブリックコメント実施)
- 11月 「容器包装識別表示等検討委員会」としての報告書とりまとめ
- 12月 「産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会」において、識別表示・材質表示のあり方を検討
- 平成12年1月 識別表示のマークデザイン、材質表示の表記方法等の個別課題を表示の専門家からなる「表示検討WG」において検討を開始
- ↳ (計17回開催/表示デザインに関するパブリックコメント及び原課を通じた業界アンケート実施)
- 5月 再生資源の利用の促進に関する法律の一部改正
- 6月 「表示検討WG」及び「容器包装識別表示等検討委員会」としての報告書とりまとめ
- 7月 「産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会」において、マークのデザインや表記方法等を決定

1. 識別マークのデザイン、サイズ

識別マークのデザイン

紙製容器包装

(「段ボール」及び「アルミニウムを使用していない飲料用紙パック」を除く)



プラスチック製容器包装

(「飲料、しょうゆ用 PET ボトル」を除く)



識別マークのサイズ

表示に使用する識別マークは、印刷では高さ 6mm 以上、刻印・エンボスでは高さ 8mm 以上とする。

デザインの運用要件

識別マークは、容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できる限りにおいて、マークの色、抜き文字、線幅、スリット、フォント等の装飾を事業者の判断で施すことができるものとする。識別マークは、他の第二種指定製品の識別マーク等を参考に様式を定め、表示スペースや容器包装の大きさ等に対応して、相似形で運用する。

2. 無地の容器包装への対応、3. 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応

無地の容器包装の考え方

「無地の容器包装」とは、「容器包装の製造・利用及び輸入販売段階で、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されないもので、容器包装の製造段階において刻印・エンボスが可能な成形工程を有さない容器包装」を指す。

表示スペース等の物理的制限のある容器包装の考え方

「表示スペース等の物理的制約がある容器包装」とは、容器包装の表示可能面積が 50cm<sup>2</sup> 未満であって、既存の法定表示等がある一定面積を占めることにより、印刷では高さ 6mm、刻印・エンボスでは高さ 8mm の識別マークが表示できない容器包装形状、素材面から技術的に印刷、刻印・エンボスができない容器包装を指す。

これらの容器包装への対応

無地の容器包装、表示スペース等の物理的制約がある容器包装については、直接の表示を省略できるものとする。ただし、表示を省略したこれらの容器包装が多重容器包装等の一部である場合には、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない(表示可能な他の容器包装がない場合を除く)。

4. 多重容器包装等における表示の要件と表記方法

多重容器包装等における表示の要件

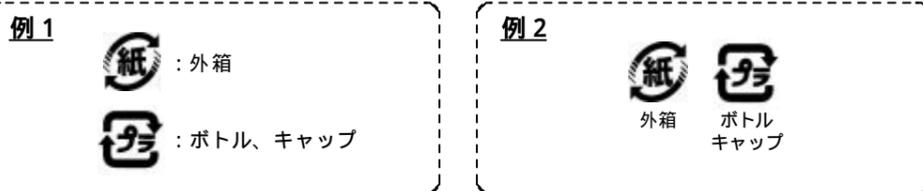
平成 11 年度の検討委員会ですでに決定されている通り、多重容器包装等の場合でも、原則として、対象となる個々の容器包装ごとに識別表示を行う。

- ただし、
a. 無地の容器包装
又は
b. 表示スペース等の物理的制約がある容器包装
について、識別表示を省略した場合には、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない(表示可能な他の容器包装がない場合を除く)。ただしこれらと同じタイミングで廃棄される表示可能な他の容器包装がある場合には、それへの一括した表示が優先されなければならない。多重容器包装等を構成する容器包装のうち、同じタイミングで廃棄される複数の容器包装が存在する場合には、それらについての直接の表示は省略できることとする。ただし、省略した場合には、同じタイミングで廃棄されるいずれかの容器包装に一括して表示し、残りのものについては個別に表示しなければならない。

「同じタイミングで廃棄される場合」とは、ほぼ同時期に廃棄されることを意味するが、詳細な判断は、各事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする。

一括して表示する場合の表記方法

紙製容器包装とプラスチック製容器包装の区別を識別マークで表示し、隣接する位置に該当する部位を文字で記す。



なお、一括して表示する場合に使用する識別マークについても印刷では高さ 6mm 以上、刻印・エンボスでは高さ 8mm 以上とする。また、部位名の文字は視認性を考えると印刷では 6 ポイント以上、刻印・エンボスでは 8 ポイント以上が適当である。

事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする。

一括して表示する場合における表示部を囲む外枠や、部位の名称、表示を付す場所、併記する識別マークの相対的な大きさ等、その他の表記方法。

注)例えば、紙製の外箱とプラスチック製の個包装から構成される多重容器包装等で、外箱に個包装を一括して表示する場合には、一括の表示を付す対象(外箱)についてはサイズの大きなマークを使用し、一括に表示される対象(個包装)についてはそれより小さなマークを使用するなどの工夫も考えられる(図 1 参照)。

多重容器包装等に、識別表示が義務付けられていない容器包装(ガラスびん、飲料用以外の金属缶、段ボール、飲料用紙製容器等の容器包装)が含まれる場合の情報提供の方法。

注 1)例えば、ガラスびんとプラスチック製のキャップから構成される容器が紙製の外箱に入っている多重容器包装等で、外箱に一括して表示する場合には、図 2 のような表記方法が考えられる。

注 2)ここでいう識別表示とは、分別収集を促進するための表示(再生資源利用促進法における第二種指定製品への表示)を指す。(次項 も同様)

紙製及びプラスチック製容器包装の表示を一括して表示できる容器包装が、識別表示が義務付けられていない容器包装(ガラスびん、飲料用以外の金属缶、段ボール、飲料用紙製容器等)に限定される場合の対応。

注 1)識別表示が義務付けられていない容器包装へ、紙製及びプラスチック製容器包装の表示を一括して表示する場合、一括の表示を付す対象に識別表示がないため、混乱が生じる恐れがある。このため、このような多重容器包装等一括の表示を行うにあたっては、それが消費者の要請に応えるものとなっているか考慮する必要がある。

注 2)なお、飲料用の金属缶(スチール缶、アルミ缶)、二種 PET ボトルについては、既に識別表示が義務付けられているため、一括に表示できる容器包装がこれらに限定される場合には、紙製及びプラスチック製容器包装についてもまとめて表示する必要がある。

注 3)例えば、二種 PET ボトルとプラスチック製のキャップから構成される多重容器包装等で、二種 PET ボトルにキャップを一括して表示する場合には、図 3 のような表記方法が考えられる。



5. 社名・ブランド名等が印刷された包装への対応

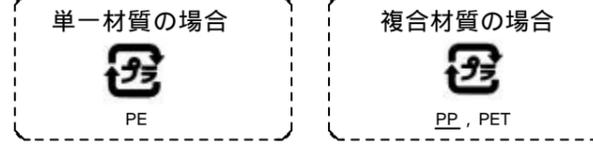
社名・ブランド名等が印刷された包装に対しては、原則、他の容器包装と同様に、包装一枚につき一箇所以上、識別マークを表示するものとする。ただし、一枚当たりの面積が 1,300cm<sup>2</sup> 以下の包装については、表示を省略することができるものとする。しかしながら、発注段階で裁断形状が明らかな場合には、一枚当たりの面積が 1,300cm<sup>2</sup> 以下の包装についても、表示することは技術的に容易であることから、極力、識別マークを付すことが望ましい。

6. 輸入品への対応

輸入販売事業者自らが容器包装の素材、構造、デザイン、印刷等の仕様に関し、指示できる場合には、国内商品と同様のルールで表示を行う。一方、以外で、印刷、シール・ラベル等による日本語表示がある容器包装には、日本語表示部分に、構成される全ての容器包装について一括して表示(全体一括表示)する(ただし、表示スペース等の物理的制約がある場合には省略することができる)。

7. 材質表示の表記方法ならびに複合材質・複合素材の表記方法

プラスチック製容器包装の材質表示は、JIS K 6899-1<sup>2000</sup>(ISO 1043-1<sup>1997</sup>)で定められている記号を用いて行うことを推奨する。複合材質及び複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付す。なお、プラスチック製容器包装の識別マークとともに表示する場合には、逆くさび括弧 < > は不要とする。



一括して表示する場合、識別表示と材質・素材表示を併記する際には、部位名に材質・素材表示を添えることができる。

(例)ポリプロピレン(主たる材質)とポリエチレンテレフタートを積層させた素材でできたボトルに、ポリエチレンのキャップが付けられた容器が、紙箱に入れられており、紙箱に一括して表示する場合(図 4)



8. 今後の取り組みの進め方

勧告・命令・罰則等の猶予期間

識別表示の義務化は、資源有効利用促進法(再生資源利用促進法一部改正)の施行(平成 13 年 4 月 1 日)からとなるが、勧告・命令・罰則等の規定は、法施行から 2 年間は適用しない(平成 15 年 3 月 31 日までの 2 年間は猶予期間)。

事業者の取り組み面での課題

「各事業者又は業界ごとの対応に委ねる」とされた事項については、各業界において早期に検討を進め、一定の方法に基づいて識別表示及び材質表示が実施されるよう、これらに係るガイドライン、マニュアル等を作成していくことが望まれる。

# 容器包装識別表示等検討委員会報告書

平成 1 2 年 7 月

容器包装識別表示等検討委員会

## はじめに

平成12年4月から、容器包装リサイクル法（以下、容リ法）が完全施行されることに伴い、「紙製容器包装」及び「プラスチック製容器包装」が新たに分別収集及び再商品化（リサイクル）の対象となった。分別を容易とするための表示等について、平成11年3月から「産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装リサイクル小委員会（委員長：永田勝也 早稲田大学教授）」（以下、産構審という）において検討が開始された。

さらに、平成11年7月、本問題について集中的な検討を行うため、通産省を事務局として、関係事業者、消費者、市町村、関係省庁等をメンバーとした「容器包装識別表示等検討委員会（委員長：永田勝也 早稲田大学教授）」（以下、検討委員会）が設置された。以後、計7回にわたり意見交換・論点整理を行い、平成11年11月に報告書「容器包装の識別表示・材質表示について」（以下、平成11年度報告書）をとりまとめた。

平成11年12月6日に開催された産構審ではこの報告書を受け、識別表示については法定化、材質表示については事業者の自主的な取り組みが望ましいとされた。

また、容器包装に付すマークの具体的なデザインやその他の技術的検討事項等については、本分野の専門家等からなる専門委員会を構成し、早急に検討を進めることとされた。

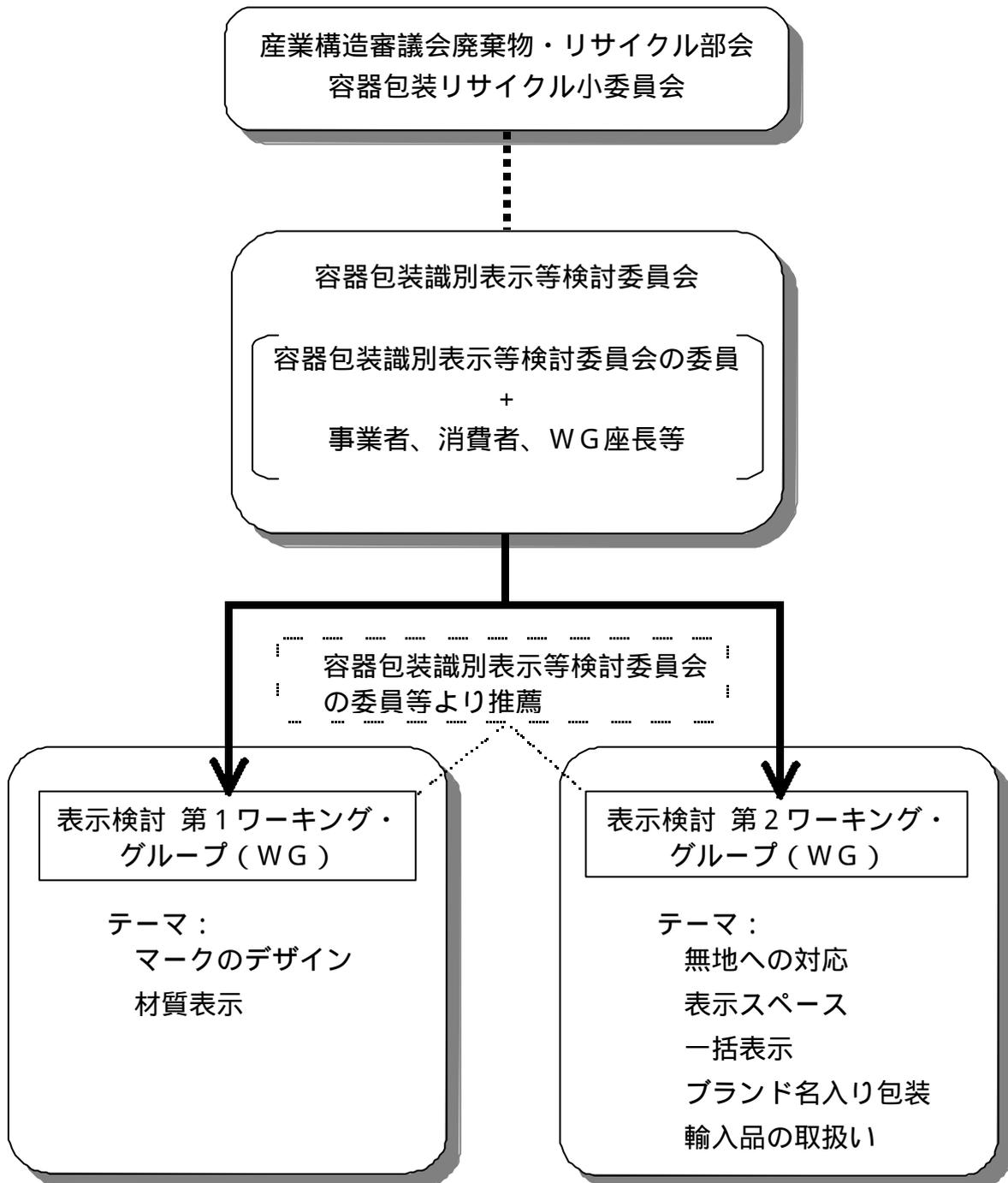
こうした経緯から、検討委員会では、平成12年1月の第8回委員会において、4省庁（国税庁、厚生省、農林水産省、通商産業省）から推薦を受けた容器包装分野の7名の専門家によって構成される「表示検討ワーキング・グループ（以下、WG）」を設置し、容器包装に付すマークの具体的なデザインやその他の技術的検討事項等に関する検討を依頼した。

WGでは平成12年1月から計17回にわたる検討がなされ、同年6月「表示検討ワーキング・グループ報告書（以下、WG報告書）」がとりまとめられた。

それを受けて検討委員会では、事業者、消費者、自治体等の立場からさらなる検討を行った。本報告書はWG報告書をもとに検討委員会で検討した結果をとりまとめたものである。

注）なお、本報告書中に記載されている「再生資源利用促進法」については、平成12年5月の一部改正により、「資源有効利用促進法」と名称が変更されることとなった。また、分別収集を促進することを目的とした表示を行う「第二種指定製品」も「指定表示製品」と名称が変更された。

## 容器包装への識別表示等に関する検討の枠組み



なお、各グループは各々6名とし、リーダーを各1名選任する。

# 容器包装識別表示等検討委員会 委員名簿

## < 委員長 >

永 田 勝 也 早稲田大学理工学部 教授

## < 委員 >

荒 木 亨 紙製容器包装リサイクル推進協議会 事務局長  
伊 澤 伯 日本プラスチック工業連盟 顧問  
岩 松 眞 六 日本製薬団体連合会 日本製薬工業協会 環境委員会専門委員  
上 田 泰 行 全日本紙器段ボール箱工業組合連合会 環境問題対策委員会 委員長  
内 田 恒 彦 日本段ボール工業会 事務局長  
大田原 誠 (社)日本貿易会 地球環境委員会 代表委員  
小 野 勝 士 (社)日本たばこ協会 専務理事  
織 本 文 雄 (社)日本印刷産業連合会 業務推進部長  
角 田 禮 子 主婦連合会 参与  
越 山 了 一 表示検討ワーキング・グループ リーダー  
庄 司 元 (社)全国都市清掃会議 調査普及部長  
中 野 邦 夫 日本生活協同組合連合会 組織推進本部 環境事業推進室長  
新潟谷 誠三郎 (財)食品産業センター 企画調査部 次長  
日向寺 昭 夫 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 事務局長  
福 田 鍾 全国牛乳容器環境協議会 事務局長  
藤 井 史 朗 日本商工会議所 中小企業振興部付課長  
牧 野 英 夫 日本チェーンストア協会 環境問題小委員会 委員  
松 田 美夜子 生活環境評論家  
丸 山 佳 広 全日本菓子協会 企画部長  
吉 田 陽 酒類業中央団体連絡協議会 酒類容器等に関する協議会 作業部会委員

## < オブザーバー >

上 野 明 (財)日本容器包装リサイクル協会 専務理事  
阿 部 要 (社)日本包装技術協会 常務理事  
福 井 慶 太 大蔵省理財局総務課たばこ塩事業室 課長補佐  
本 宮 孝 夫 国税庁酒税課 企画専門官  
岩 屋 孝 彦 厚生省健康政策局経済課 課長補佐  
那 須 基 厚生省水道環境部環境整備課リサイクル推進室 課長補佐  
倉 林 輝 雄 農林水産省食品流通局企画課食品環境対策室 課長補佐

## < 事務局 >

通商産業省基礎産業局化学課  
通商産業省生活産業局紙業印刷業課  
通商産業省環境立地局リサイクル推進課

(参考)

## 表示検討ワーキング・グループ 委員名簿

### <リーダー>

越山 了一 前(社)日本包装技術協会 常務理事

### <メンバー>

荒木 亨 紙製容器包装リサイクル推進協議会 事務局長  
河野 重通 共同印刷(株) 技術本部技術第二部担当課長  
曾根原 悦夫 (有)曾根原デザイン事務所 代表取締役  
長谷川 浩 大日本印刷(株)包装総合開発センター企画開発本部環境包材対策室長  
堀込 辰雄 PETボトルリサイクル推進協議会 会長  
茂利 晃 前 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 副会長

(五十音順)

### <オブザーバー>

大蔵省理財局総務課たばこ塩事業室  
国税庁酒税課  
厚生省健康政策局経済課  
厚生省水道環境部環境整備課リサイクル推進室  
農林水産省食品流通局企画課食品環境対策室  
通商産業省基礎産業局化学課  
通商産業省生活産業局紙業印刷業課  
通商産業省環境立地局リサイクル推進課

## 目次

### はじめに

- 1．識別マークのデザイン、サイズ . . . . . 1
- 2．無地の容器包装への対応 . . . . . 5
- 3．表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応 . . . . . 9
- 4．多重容器包装等における表示の要件と表記方法 . . . . . 12
- 5．社名・ブランド名等が印刷された包装への対応 . . . . . 18
- 6．輸入品への対応 . . . . . 21
- 7．材質表示の表記方法ならびに複合材質・複合素材の表記方法 . . . . . 23
- 8．今後の取り組みの進め方 . . . . . 27

### おわりに

## 1. 識別マークのデザイン、サイズ

平成11年度報告書では、「識別表示の表記方法として、原則「マーク」による表示を行う」とされており、マーク表示が望ましい理由として以下の3点が挙げられている。

消費者が求めている識別表示の要件としては、「わかりやすさ」が第一である。消費者アンケートから見ても明らかなように、基本的に、消費者は、形状の違いで容易に識別することができる「シンボルマーク的なもの」を求めている。

すでに再生資源利用促進法で識別表示が義務づけられている飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶、飲料及びしょうゆ用PETボトルもマーク表示を採用している。

WGには、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」の具体的な識別マークのデザインについて、事業者の意見を踏まえつつ検討することを要請した。

これを受けて、WGでは、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」の具体的な識別マークのデザイン、サイズについて、「消費者にとってわかりやすい」という観点から、「既存のマークとの識別性」、「視認性」を重視するとともに、「技術面での対応可能性」について事業者の意見等を考慮し、検討が進められた。

### 1.1 識別マークのデザイン

#### (1) 識別マークのデザイン

**紙製容器包装（「段ボール」及び「アルミニウムを使用していない飲料用紙パック」を除く）**



**プラスチック製容器包装（「飲料、しょうゆ用PETボトル」を除く）**



## (2) 識別マークのデザインの設定根拠

紙製容器包装とプラスチック製容器包装の識別マークは一瞥して区別できるような形状とする。また、既存の識別マーク（スチール缶、アルミ缶、PETボトル）とも異なった形状であることが望ましい。以上を考慮し、紙製容器包装は楕円形、プラスチック製容器包装は四角形のマークとする。

既存の識別マークとの統一性の観点から、右回り（時計回り）の矢印を付す。紙製容器包装の識別マーク内の文字については、漢字あるいは平仮名、片仮名でも表示にあたっての技術上の差はほとんどない。ここでは、その中で最も視認性が高いと考えられる漢字の「紙」とする。また、「かみ」や「カミ」であると紙以外のものをイメージしてしまう可能性がある。

注) 「紙」という漢字は小学校2年生で学習することとなっており、子供にとってもわかりやすいと考えられる。

市町村の廃棄物回収カレンダー等には「紙製容器包装」「その他紙」というように漢字の「紙」が説明文に使用されている例がある。

識別表示は、排出時における分別区分をわかりやすくすることが目的である。

一方、ドイツなどで導入されているGPマーク（緑の点：DER GRÜNE PUNKT（グリュネ・プンクト））やISOの環境ラベルタイプ のメビウス・ループは、識別のためのマークではないのでこれらのマークを採用することは本来の目的に沿わない。

## 1.2 識別マークのサイズ

### (1) 識別マークのサイズに係る基準

**表示に使用する識別マークは、印刷では高さ6mm以上、刻印・エンボスでは高さ8mm以上とする。**

### (2) 識別マークのサイズに係る基準の設定根拠

WG報告書においては、「既存のマークとの識別性」、「視認性」、「技術面での対応可能性」という3つの観点のうち、マークのサイズに関しては特に、「視認性」を確保するという点を最大限重視する必要があるとされており、PETボトルでの実績、及び、刻印の視認性が低い点等を考慮して、識別マークの最小サイズは印刷、刻印・エンボスによらず高さ8mmとするのが適当であるとされた。

(参考) 再生資源利用促進法における二種PETボトルの表示に関する省令では、別表（第二条関係）にて表示の大きさを以下の通り規定している。

・内容積150ml以上1L未満	刻印：一辺8mm以上	印刷、ラベル：一辺15mm以上
・内容積1L以上4L未満	刻印：一辺8mm以上	印刷、ラベル：一辺21mm以上
・内容積4L以上	刻印：一辺8mm以上	印刷、ラベル：一辺28mm以上

しかしながら、「容器包装の識別表示・材質表示に関する業界アンケート」（平成12年2月実施）によると、各業界で使用している容器包装のうち、容器包装の表面積の小さい商品で代表的なものについて、既存の表示の存在、余白の面積、マークの視認性の確保等を考慮した場合の表示可能なマークの大きさを質問したところ、高さ6mm及び高さ3mmを適当とする回答が、回答数111件のうち、それぞれ41件（36.9%）、45件（40.5%）と多かった。

また、本検討会委員ならびに関連業界から寄せられたWG報告書に対する意見を取りまとめたところ、識別マークを表示するためには、実運用上、マークの最小サイズを、高さ8mmより小さくしてほしいとする意見・要望が複数の団体からあった。

こうした中、識別マークの外周の線幅を細くしたり、中の文字（「プラ」、「紙」）のフォントを変更するなど装飾を工夫することにより、印字上は、高さ6mm程度なら、その視認性を担保することは概ね可能である。

一方、法律で規格が定められている既存のマークでは、例えば、JISマーク（工業標準化法）では、ガラス製コップにおいて直径5mm以上とされている。また、JASマーク（JAS法）では、炭酸飲料及び果実飲料において円の外形5mm以上とされている（びんのふたに表示する場合に限る）。

しかしながら、JISマークはいわゆる一筆書きの線画であり、文字印刷である識別マークとは印刷技術的にも異なり、より小さいサイズのマークを印刷することが容易である。また、JASマークでは、「JAS」（ローマ字）の文字が印刷されているが、識別マークの「紙」（漢字）に比べれば、明らかに簡単な文字であり、やはり、小さいサイズのマークを印刷することは技術的に容易である。

したがって、印刷技術上からは、JISマーク、JASマークに比べ複雑な識別マークにおいて、これらマークの最小サイズである高さ5mmで識別マークを鮮明かつシャープに印刷することは、多少困難を伴うと判断する。

なお、本来の目的は異なるが、ドイツなどで導入されているGPマークでは、マークの最小サイズは直径6mm以上とされている。

以上のことから、表示に使用する識別マークは、印刷では高さ6mm以上、刻印・エンボスでは高さ8mm以上とすることが技術的にも適当である。なお、刻印・エンボスでは、8mm以下の場合、視認性に欠けることから8mm以上の運用が適当である。

### 1.3 識別マークのデザインの運用に係る要件

#### (1) 識別マークのデザインの運用に係る要件

識別マークは、容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できる限りにおいて、マークの色、抜き文字、線幅、スリット、フォント等の装飾を事業者の判断で施すことができるものとする。

識別マークは、他の第二種指定製品の識別マーク等を参考に様式を定め、表示スペースや容器包装の大きさ等に対応して、相似形で運用する。

#### (2) 識別マークのデザインの運用に係る要件の設定根拠

識別マークについては、その視認性を重視し、容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できる必要がある。

紙製容器包装、プラスチック製容器包装の場合、スチール缶、アルミ缶、PETボトルとは異なり、容器包装の大きさ、形状等が多岐にわたり、規格品が少ないため、表示スペースや容器包装の大きさ等に対応して、相似形で運用する。

## 2. 無地の容器包装への対応

平成11年度報告書では、「無地の容器包装については、新たに表示を付すことによる経済的・社会的コストが過大なものとなるため、表示を付さなくてもよいこととする」とされ、「無地の容器包装とは印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていないものなどの容器包装を指す」とされている。

WGには、**無地の容器包装の範囲**について、より詳細な検討を行うことを要請した。

これを受けて、WGでは、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない容器包装を抽出し、事業者の意見等を参考に表示の可能性について多面的な議論が進められ、「無地」の考え方や容器包装の範囲等が検討された。

また、「多重容器包装等（注）における表示の要件」に関する検討を通じて、「無地の容器包装への対応」についても検討が行われた。

注）「多重容器包装等」の用語の解説は4.3に掲載。

### 2.1 無地の容器包装の考え方

#### (1) 無地の容器包装の考え方

**「無地の容器包装」とは、「容器包装の製造・利用及び輸入販売段階で、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されないもので、容器包装の製造段階において刻印・エンボスが可能な成形工程を有さない容器包装」を指す。**

#### (2) 無地の容器包装の考え方の設定根拠

印刷のある容器包装には、改版等により識別表示を付加することが可能である。容器包装の製造段階に成形工程があれば、刻印・エンボスで表示可能である。紙製容器包装についても、製造段階に成形工程が含まれるものについては、プラスチック製の容器包装と同様に刻印・エンボスで表示可能である。容器包装を利用する段階でシール・ラベルが付されるものは、識別表示を付加することが可能であり、無地の容器包装には含めない。

### 2.2 無地の容器包装への対応

#### (1) 無地の容器包装への対応

**無地の容器包装については、直接の表示を省略できるものとする。**  
**ただし、表示を省略した無地の容器包装が多重容器包装等の一部である場合には、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない（表示可能な他の容器包装がない場合を除く）。**

< 無地の容器包装が単体で用いられる場合への対応 >

プラスチック製のロール状連続袋、無地のレジ袋、商品小分け用のポリエチレン製の袋、花束包装用のプラスチック製フィルム等、無地の容器包装については、単体で使用される場合、表示は省略してもよい。

しかし、多重容器包装等の中に無地の容器包装がある場合については、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示することが可能である。無地の容器包装が単体で用いられ、直接の表示を省略した場合においても、消費者が分別しやすいよう、店頭（レジ台等）における掲示やパンフレットの配布等何らかの情報提供をすることが望ましい。

< 汎用品を用いて加工した容器包装への対応 >

全面柄模様の印刷が施されている素材等であっても、それが容器包装以外にも使用される汎用品の場合、それを製造する事業者は、容り法の義務対象者ではなく、識別表示についても対象外となる。素材メーカーなどいわゆる“川上”の事業者で製造された、こうした素材を用いて容器包装に加工する際に、新たに印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルを施さず、刻印・エンボスが可能な成形工程を経ないときには、無地の容器包装に該当するため、表示を省略できるものとする。

< 消費者向けの商品（市販品）を転用した容器包装への対応 >

本来、消費者向けの商品（紙コップ、紙皿等の市販品）を、容り法の対象となる容器包装に転用した場合、表示の義務対象者は、市販品の製造事業者ではなく転用者である。したがって、こうした転用者が、新たに印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルを施さないでそのまま転用した場合には、無地の容器包装に該当するため、表示を省略できるものとする。

（参考）容り法の対象となる容器包装とは、「商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」をいう。

（２）無地の容器包装への対応の設定根拠

容器包装の製造・利用及び輸入販売段階で、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されないもので、容器包装の製造段階において刻印・エンボスが可能な成形工程を有さない容器包装に新たに識別表示を付すことは、平成11年度報告書にも述べられているように、経済的・社会的コストが過大なものとなるため、無地の容器包装には直接の表示を省略できるものとする。

無地の容器包装に識別表示をするために、新たにシール・ラベルを施すことは、平成11年度報告書にもあるように、リサイクルの観点からは異物の混入を意味するだけでなく、シール・ラベルの離型紙（はがした後の台紙）が新たな廃

棄物となることから、好ましくないと判断される。

無地の容器包装であっても、その識別に対して実施可能な範囲での対応を図ることが消費者にとっては望ましい。したがって、無地の容器包装で直接の表示を省略した場合でも、多重容器包装等で、それを構成する表示可能な他の容器包装があるときには、それに表示を付加することが必要である（表示方法の詳細については4.を参照のこと）。

## 2.3 用語の解説

**印刷** : 一般に原稿に従って版を作り、これにインキを塗布し、圧力を加えて版の画線部を紙その他の面に移す技術。（スタンプは印刷に含める。）

賞味期限・ロットナンバー等の印字は簡易な印字装置を用いた方式であり、既存設備の中で識別マークを付すことが技術的に困難と認められるので印刷に含めない。

単一色による全面着色（いわゆる“色無地”の印刷）や、機能付加（遮光性向上、変質防止等）のためのコーティングは、パターン印刷（文字印刷、柄印刷等）とは技術的に全く異なるため印刷に含めない。

樹脂への着色は、もともと樹脂に顔料を練り込んだものであり印刷に含めない。

**刻印・エンボス** : 紙、プラスチックなどの表面に凹凸の文字や模様、絵柄を付加する技術。

**シール・ラベル** : ラベルには、原紙だけのもの、接着紙を水で活性化させて貼るもの（ガムラベル）、接着紙を熱によって活性化させて貼るもの（感熱ラベル）、接着紙を加圧によって貼り合わすもの（粘着ラベル）の4つのタイプがある。シールは粘着ラベルに該当する。

**成形工程** : 材料を加熱・溶融し、金型などを用いて所用の形にする手法のうち、射出成形、ブロー成形、真空成形、圧空成形、圧縮成形等を指す。ここでは、シート・フィルム類等へのインフレーション成形及びカレンダー加工、切断加工、抜き加工、折り曲げ加工、罫線加工、熱融着等の単純な加工は刻印・エンボスが可能な成形工程に含めない。

< 参考 > 検討の対象となった容器包装（ ○：無地、×：無地としない）

#### 外装フィルム

外装フィルムには 2 . 3 の 〇 に示す成形工程がないため、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない場合には、新たに印刷等を施さない限り表示を付すことができない。

#### シート成形品（プリスターパック、トレイ等）

×シート成形品には 2 . 3 の × に示す成形工程があるため、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない場合であっても、刻印・エンボスで追加的に表示可能である。

#### ブロー成形品

×ブロー成形品には 2 . 3 の × に示す成形工程があるため、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない場合であっても、刻印・エンボスで追加的に表示可能である。

#### 箱形状など形を維持しているもの（紙製、プラ製の折り箱等）

箱形状など形を維持しているものには 2 . 3 の 〇 に示す成形工程がないため、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない場合には、新たに印刷等を施さない限り表示を付すことができない。

#### その他の形状の容器包装（エアクッション、軟質発泡シート、薄葉紙等）

エアクッション、軟質発泡シート等には 2 . 3 の 〇 に示す成形工程がないため、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない場合には、新たに印刷等を施さない限り表示を付すことができない。

#### パルプモールド

×パルプモールドには 2 . 3 の × に示す成形工程があるため、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが全く施されていない場合であっても、刻印・エンボスで追加的に表示可能である。

### 3 . 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応

平成11年度報告書では、「原則、表示の対象となる容器包装のスペースに関わらず表示を行うこととする。ただし、一定面積以下の場合や表示が困難な形状の場合、当該容器包装に表示を付さなくてもよいこととする」とされている。

WGには、表示を付さなくてもよいとする基準の面積（裾切り面積）等について検討することを要請した。

これを受けて、WGでは、既存の法定表示における表示スペースの扱いを調査するとともに、表示スペースの小さい容器包装サンプルの表面積の計測やこうした容器包装を数多く利用している業界に対するヒアリング等を通じて、表示スペース等の物理的制約により識別マークを表示しなくてもよいとする容器包装の考え方が検討された。

また、「多重容器包装等（注）における表示の要件」に関する検討を通じて、「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」についても検討が行われた。

注）「多重容器包装等」の用語の解説は4 . 3に掲載。

#### 3 . 1 表示スペース等の物理的制約がある容器包装の考え方

##### （1）表示スペース等の物理的制約がある容器包装の考え方

**「表示スペース等の物理的制約がある容器包装」とは、**  
**容器包装の表示可能面積が50cm<sup>2</sup>未満であって、既存の法定表示等がある一定面積を占めることにより、印刷では高さ6mm、刻印・エンボスでは高さ8mmの識別マークが表示できない容器包装**  
**形状、素材面から技術的に印刷、刻印・エンボスができない容器包装を指す。**

注）既存の法定表示とは、家庭用品品質表示法、薬事法等に基づく表示を指す。

##### （2）表示スペース等の物理的制約がある容器包装の考え方の設定根拠

容器包装の表面積が小さい等の理由から、表示スペースに制約があり、印刷の場合は高さ6mm、刻印・エンボスの場合は高さ8mmの識別マークでも表示できないものが存在する。識別表示を法定化する以上、表示を付さなくてもよいとする基準の面積（裾切り面積）等を明示しておく必要がある（裾切り面積については（3）参照）。

ネット状の容器包装や数mm角で一方向に長い容器包装、プラスチック製のボトルで曲率の大きい容器包装、スポンジ状素材の容器包装などは、形状、素材面から技術的に識別マークそのものの表示が困難であり、表示を行う上で物理

的制約がある容器包装として位置づけられる。

### (3) 表示可能面積50cm<sup>2</sup> ( 裾切り面積 ) の設定根拠

裾切り面積を設定する場合には、既存の法定表示の面積や容器包装の大きさ等を考慮する必要があるが、容り法の対象となる容器包装は、多岐にわたるとともに、既存の表示が占めている面積も対象商品によって大きく異なる。したがって、容器包装の大きさから基準となる面積を設定することは困難であるため、WGでは他の法定表示において設定されている表示に関する裾切り面積を参考とし、検討が行われた。

注) 容器包装が小さいからといって、必ずしも、印刷で高さ6mm、刻印・エンボスで高さ8mmの識別マークを表示する面積がないとは限らず、逆に、ある程度の大きさを持つ容器包装でもすでに多くの法定表示が付されて表示スペースの少ないものもある。

主な既存の法定表示で設定されている裾切り面積のうち、最も小さいのは食品衛生法の30cm<sup>2</sup>であるが、これは30年前に決められたものであり、現在その見直しも進められているため参考事例からは除外した。

家庭用品品質表示法では、比較的小型でかつ曲面が多い合成樹脂加工品について、表示の裾切り面積が50cm<sup>2</sup>とされている。ここではこれを根拠に裾切り面積を設定する。

(参考) 家庭用品品質表示法：

表示することができる平面が50cm<sup>2</sup>未満であって全ての表示事項を表示できない場合においては、本体に第1条の表示事項のうち、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。(通産省告示「合成樹脂加工品品質表示規定」平成9年12月)

なお、裾切りの面積は、容器包装の分別区分(紙、プラスチック)や、容器包装の形態(外装フィルム、外箱など)によらず一律の値とする。

## 3.2 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応

### (1) 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応

**表示スペース等の物理的制約がある容器包装については、直接の表示を省略できるものとする。**

ただし、表示スペース等の物理的制約によって表示を省略した容器包装が多重容器包装等の一部である場合には、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない(表示可能な他の容器包装がない場合を除く)。

## ( 2 ) 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応の設定根拠

平成11年度報告書にあるように、表示スペース等の物理的制約がある容器包装には、直接の表示を省略できるものとする。

表示スペース等の物理的制約がある容器包装であっても、その識別に対して実施可能な範囲での対応を図ることが消費者にとっては望ましい。したがって、表示スペース等の物理的制約によって直接の表示を省略した場合でも、多重容器包装等で、それを構成する表示可能な他の容器包装があるときには、そこに表示を付加することが必要である（表示方法の詳細については4.を参照のこと）。

### 3.3 用語の解説

- ・表示可能面積：中身商品を容れ、又は包んでいる状態における当該容器包装の表面積をいう。ただし、印刷によって高さ6mm以上、刻印・エンボスによって高さ8mm以上の識別マークを付しても判読が著しく困難な部分を除く（食品衛生法による表示面積の定義を参考とした）。

注）容器包装には一般的に前面と裏面及び側面があり、通常、前面には商品名等が表示され、法定表示等は裏面に配置されるものが多いが、表示可能面積は前面及び側面も含めるものとする。

#### 4 . 多重容器包装等における表示の要件と表記方法

平成11年度報告書では、「多重容器包装等の分離可能な容器包装への対応は、原則として、対象となる個々の容器包装ごとに、識別表示を行う。ただし、一定の面積以下の容器包装、無地の容器包装については、当該容器包装への表示を行わずに、表示を付すことが可能な別の容器包装に一括の表示を行うことが望まれる」とされている。

WGには、一括して表示する際の表記方法（マークか文字か、あるいはその両方）など、一括表示の問題点について検討することを要請した。

これを受けて、WGでは、様々な商品の多重容器包装等のサンプルを収集し、消費者にとってわかりやすい表示をいかに付すかといった観点から、多重容器包装等における表示の考え方（要件）を整理するとともに、一括表示の表記方法などについて検討が加えられた。

なお、多重容器包装等における表示の考え方の検討においては、「無地の容器包装」、「表示スペース等の物理的制約がある容器包装」への対応とともに、消費者が分別排出するにあたって一括した表示が合理性を有する条件を吟味することが議論のポイントとされた。

##### 4 . 1 多重容器包装等における表示の要件

###### ( 1 ) 多重容器包装等における表示の要件

平成11年度の検討委員会ですでに決定されている通り、多重容器包装等の場合でも、原則として、対象となる個々の容器包装ごとに識別表示を行う。

ただし、

a . 無地の容器包装

又は

b . 表示スペース等の物理的制約がある容器包装

について、識別表示を省略した場合には、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない（表示可能な他の容器包装がない場合を除く）。ただし、これらと同じタイミングで廃棄される表示可能な他の容器包装がある場合には、それへの一括した表示が優先されなければならない。

多重容器包装等を構成する容器包装のうち、同じタイミングで廃棄される複数の容器包装が存在する場合には、それらについての直接の表示は省略できることとする。ただし、省略した場合には、同じタイミングで廃棄されるいずれかの容器包装に一括して表示し、残りのものについては個別に表示しな

なければならない。

「同じタイミングで廃棄される場合」とは、ほぼ同時期に廃棄されることを意味するが、詳細な判断は、各事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする。

## (2) 多重容器包装等における表示の要件の設定根拠

分別排出の実施者である消費者の立場からは、多重容器包装等の場合でも、個別の容器包装ごとに直接の識別表示が付されていることが望ましく、平成11年度報告書に示されているように、原則として、対象となる個々の容器包装ごとに識別表示を行う必要がある。

ただし、a. 無地の容器包装、又は、b. 表示スペース等の物理的制約がある容器包装で、当該容器包装への表示を省略した場合にあっては、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装へ表示することで対応する必要がある。この場合、a. 無地の容器包装、又は、b. 表示スペース等の物理的制約がある容器包装と同じタイミングで廃棄される表示可能な容器包装があるときには、(3)で示すように消費者のわかりやすさの点から、それへの一括した表示を優先すべきである。

平成11年度報告書では「個々の容器包装ごとに表示を行ったとしても、効果がさほど期待できなかつたり、経済的・技術的観点から問題が生じることなどが想定される。このような場合には、(同一商品の)別の容器包装に一括の表示を行うことも合理的と考えられる」とされている(この要件については(3)参照)。

## (3) 一括した表示をしても合理的と考えられる要件の設定根拠

一括した表示をしても消費者が分別排出をする場合において合理性を有すると考えられる要件について、「分別区分が同一である場合」、「同じタイミングで廃棄される場合」という2つの視点に着目し、検討した。

その結果、複数パーツからなる容器包装(例えば、ボトルとキャップ等から構成される容器包装、4.3用語の解説参照)については、個々への直接表示が可能な場合であっても、通常、「同じタイミングで廃棄される」ことが多いため、一括した表示をしても合理性を有すると考えられる。

また、多重容器包装(外箱と個包装等から構成される容器包装、4.3用語の解説参照)については、「分別区分が同一である」か否かにかかわらず、「同じタイミングで廃棄される場合」は、一括した表示をしても、消費者が分別排出をするにあたって合理性を有すると判断される。

なお、一括して表示する場合の要件を、「構成される全ての容器包装が同じタイミングで廃棄される場合」に限定すると、様々な商品に対して柔軟に対応で



し易さは、実際の商品の個々の容器包装で検討し、判断する必要がある。消費者の要請に柔軟に対応できるよう、表記方法には自由度を持たせた方がよいと考える。

したがって、以下の事項については、各事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする。

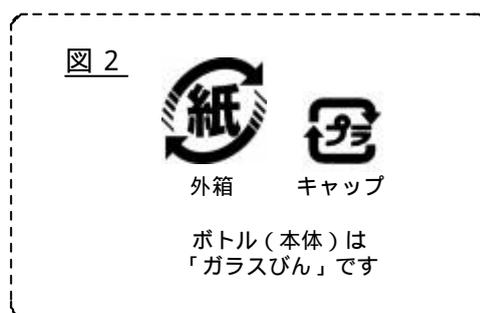
一括して表示する場合における表示部を囲む外枠や、部位の名称、表示を付す場所、併記する識別マークの相対的な大きさ等、その他の表記方法。

注) 例えば、紙製の外箱とプラスチック製の個包装から構成される多重容器包装等で、外箱に個包装を一括に表示する場合には、一括の表示を付す対象(外箱)についてはサイズの大きなマークを使用し、一括に表示される対象(個包装)についてはそれより小さなマークを使用するなどの工夫も考えられる(図1参照)。



多重容器包装等に、識別表示が義務付けられていない容器包装(ガラスびん、飲料用以外の金属缶、段ボール、飲料用紙製容器等の容器包装)が含まれる場合の情報提供の方法。

注1) 例えば、ガラスびんとプラスチック製のキャップから構成される容器が紙製の外箱に入っている多重容器包装等で、外箱に一括に表示する場合には、図2のような表記方法が考えられる。



注2) ここでいう識別表示とは、分別収集を促進するための表示(再生資源利用促進法における第二種指定製品への表示)を指す。(次項も同様)

紙製及びプラスチック製容器包装の表示を一括して表示できる容器包装が、識別表示が義務付けられていない容器包装(ガラスびん、飲料用以外の金属缶、段ボール、飲料用紙製容器等)に限定される場合の対応。

注1) 識別表示が義務付けられていない容器包装へ、紙製及びプラスチック製容器包装の表示を一括に表示する場合、一括の表示を付す対象に識別表示がないため、混乱が

生じる恐れがある。このため、このような多重容器包装等に一括の表示を行うにあたっては、それが消費者の要請に応えるものとなっているか考慮する必要がある。

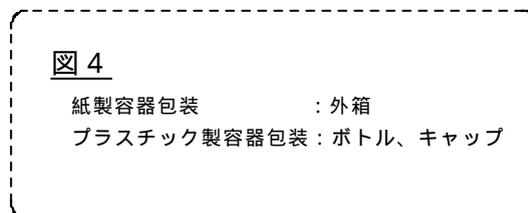
注2) なお、飲料用の金属缶（スチール缶、アルミ缶）、二種PETボトルについては、すでに識別表示が義務付けられているため、一括に表示できる容器包装がこれらに限定される場合には、紙製及びプラスチック製容器包装についてもまとめて表示する必要がある。

注3) 例えば、二種PETボトルとプラスチック製のキャップから構成される多重容器包装等で、二種PETボトルにキャップを一括に表示する場合には、図3のような表記方法が考えられる。



## (2) 一括して表示する場合の表記方法の設定根拠

識別マークにより一括して表示する場合は、「紙」「プラスチック」等の文字表記により一括表示する場合（図4）に比べ、必要とするスペースが若干大きくなる。しかしながら、識別マークは分別排出を行う消費者に対し、個々の容器包装が容り法の対象物か否か、該当する分別区分は何かについてわかりやすく情報提供することを目的として設定されたものであり、これと一括表示の場合の文字表記が混在すると混乱が生じ、上記の点が適切に伝達されない恐れがある。したがって、一括して表示する場合にも、識別マークを使用するのが適切と判断される。



また、既存の法定表示は文字表記が多く、文字での一括表示では、これらとの区別が付きにくい。

一括して表示する場合にも、視認性の確保という観点を重視し、識別マークの最小サイズは印刷では高さ6mm、刻印・エンボスでは高さ8mmとし、部位名の文字は印刷では6ポイント以上、刻印・エンボスでは8ポイント以上とす

るのが適当である。

(参考) 既存の表示における文字サイズの規定は以下の通りである。

- ・二種PETボトルの「PET」の文字：5ポイント以上
- ・JAS法の日本農林規格：原則8ポイント、150cm<sup>2</sup>以下の場合には6ポイント
- ・ニカド電池の「Ni-Cd」の文字：4.5ポイント以上(高さ10mm未満のもの)、  
6ポイント以上(高さ10mm以上のもの)
- ・栄養表示基準：原則8ポイント、100cm<sup>2</sup>以下の場合には5.5ポイント

部位ごとに個々の識別マークを表示する場合(図5)、部位の数が多くなるに伴って、より大きなスペースが必要となるため、好ましくない。



#### 4.3 用語の解説

多重容器包装等 : 多重容器包装と複数パーツからなる容器包装の総称

多重容器包装 : 外装フィルム、外箱、個包装のように容器包装が2重以上重なっているもの

複数パーツからなる容器包装 : 容器本体、キャップ、ノズル等の複数のパーツから構成される容器包装であり、ボトル状、筒状、袋状、チューブ状等の形態を持つもの

(参考) 平成11年度報告書では、「多重容器包装等の分離可能な容器包装とは、『ボトル、キャップ、中ふた』、『袋、外箱、オーバーラップ』など分離可能な容器包装が複数利用されている場合を指す」とされている。

## 5 . 社名・ブランド名等が印刷された包装への対応

平成11年度報告書では、「社名・ブランド名等が印刷された包装の場合、製造段階では、どのような大きさで利用されるのか不明であり、適切な表示方法等について専門委員会等で検討を行うことが必要である」とされている。

WGには、**社名・ブランド名等が印刷された包装への適切な表示方法等について検討することを要請した。**

これを受けて、WGでは、百貨店業界へのヒアリング等を通じて、包装の使用やそれへの表示の実態を把握することにより、社名・ブランド名等が印刷された包装への適切な表示方法等について検討が行われた。

なお、ここでいう「**社名・ブランド名等が印刷された包装**」とは、「**主に百貨店、スーパー、小売店等において付される紙製及びプラスチック製の包装（いわゆる包装紙）であって、包む商品（中身商品）を特定しないもの**」を指す。

### (1) 社名・ブランド名等が印刷された包装への対応

**社名・ブランド名等が印刷された包装に対しては、原則、他の容器包装と同様に、包装一枚につき一箇所以上、識別マークを表示するものとする。**

**ただし、一枚当たりの面積が $1,300\text{cm}^2$ 以下の包装については、表示を省略することができるものとする。**

**しかしながら、発注段階で裁断形状が明らかな場合には、一枚当たりの面積が $1,300\text{cm}^2$ 以下の包装についても、表示することは技術的に容易であることから、極力、識別マークを付すことが望ましい。**

ロール状で印刷・製造される包装についても、上記の場合に相当する程度に表示を付す。また、ヒラ袋（容器）についても、製造段階でデザイン上位置決めが可能である場合が多いので、上記の場合と同様に表示を付す。

具体的な表示方法については、社名・ブランド名が印刷された包装の利用業界や各事業者の対応に委ねるものとする。その際、消費者にとってわかりやすい表示をすることを前提とする。

### (2) 社名・ブランド名等が印刷された包装への対応の設定根拠

改版に要するコストは、識別マークを表示する他の事業者も同様に負担するものであり、公平性の観点から、容り法対象の容器包装には、原則、識別表示を付すものとする。

包装紙については、かなりの部分が古紙回収ルートで有償取り引きされている

ので表示は不要であるという意見や、紙であることが容易に判断できるので表示は不要であるという見解も示された。しかしながら、識別表示は、紙であるという素材を示すためのものでなく、容り法対象物を識別し、分別区分を明確にするための表示であるため、他の容器包装と同様に表示が必要である。

包装紙へのエコマークの表示例（＜参考1＞参照）から判断すると、社名・ブランド名等が印刷された包装の場合でも、デザイン等に配慮した上で、他の容器包装と同様に識別マークを付すことは可能である。

百貨店での利用を想定すると、包装紙は、A全、B全、菊全、四六全等を全紙のままか、又は一定の規格に裁断して（半裁・4裁）利用するケースが多い。これら包装紙一枚につき一箇所以上識別マークを表示することを前提に、表示を省略できる裾切り面積を検討すると1,300cm<sup>2</sup>となる（＜参考2＞参照）。

なお、一般的には、1,300cm<sup>2</sup>以下の包装紙が小売段階等で用いられることもある。これらについても、発注段階で裁断形状が明らかな場合には、包装の利用事業者が製造事業者に事前に指示する等、極力、識別マークを表示することが望ましい。

#### < 参考1 >

日本百貨店協会が主要百貨店15店に対して行った調査によれば、8店で包装紙にエコマークを表示している。

（内訳）全サイズとも同一箇所に入っている	・・・1店
全サイズとも不特定箇所に入っている	・・・4店
一部のサイズにエコマークが入っている	・・・3店

また、「ヒラ袋」にエコマークを表示しているのは2店である。

#### < 参考2 >

一般的な全紙について、汎用的に用いられる大きさの最小単位ごとに、包装紙一枚当たり一箇所以上の識別マークを表示できる面積を求めると、以下のような結果となる。

A全	: 625 × 880mm	4箇所表示すると、 <u>1,375cm<sup>2</sup></u> につき1箇所表示
B全	: 765 × 1,085mm	4箇所表示すると、 <u>2,075cm<sup>2</sup></u> につき1箇所表示
菊全	: 636 × 939mm	4箇所表示すると、 <u>1,493cm<sup>2</sup></u> につき1箇所表示
四六全	: 788 × 1,091mm	4箇所表示すると、 <u>2,149cm<sup>2</sup></u> につき1箇所表示

また、独自規格の包装紙を利用している百貨店を例にとり、同様の計算を行ってみると、以下のような結果となる。

A判	: 585 × 910mm	4箇所表示すると、 <u>1,331cm<sup>2</sup></u> につき1箇所表示
B判	: 757 × 1,050mm	4箇所表示すると、 <u>1,987cm<sup>2</sup></u> につき1箇所表示

これらより、表示を省略できる裾切り面積を $1,300\text{cm}^2$ と設定した。なお、 $1,300\text{cm}^2$ は、A3版( $270\text{mm} \times 420\text{mm} = 1,134\text{cm}^2$ )よりも一回り程度大きい面積に相当する。

## 6 . 輸入品への対応

平成11年度報告書では、「輸入品も、原則、表示を行う。ただし、輸入品特有の事情により、国内商品と同様の表示を行うことが経済的・技術的に著しく不合理であると考えられる場合の取扱いについては別途専門委員会で検討する」とされている。なお、その際、国内商品（国内事業者）との公平性の観点についても十分留意すべきとされている。

WGには、輸入品特有の事情に配慮した表示方法等について検討することを要請した。

これを受けて、WGでは、輸入品特有の事情により、国内商品と同様の表示を行うことが経済的・技術的に著しく不合理と考えられる場合について考察することを通じて、国内商品と同様の表示を行うことができる場合の要件を明らかにするとともに、表示方法について検討が行われた。その際、輸入業界へのヒアリングや該当する容器包装のサンプルの収集を通じて、輸入品における容器包装の実態が把握された。

### (1) 国内商品と同様の表示を行うことができる場合の要件

「国内商品と同様の表示を行うことができる場合」とは、「輸入販売事業者自らが容器包装の素材、構造、デザイン、印刷等の仕様に関し指示できる場合、もしくは、輸入販売する商品の容器包装に日本語表示がある場合」を指す。

### (2) 国内商品と同様の表示を行うことができる場合の要件の設定根拠

平成11年度報告書にあるように、国内商品（国内事業者）との公平性の観点から、輸入販売事業者であっても、国内事業者が国内商品に表示を付ける際に発生する負担と同等レベルの負担の範囲内で表示を付すことができるものについては、表示を付す必要がある。

注) 国内商品において、識別表示が付される容器包装は、「すでに印刷、刻印・エンボス加工が可能な成形工程やシール・ラベル等の貼付がある場合で、基本的な考え方としては、従来プロセスの延長線上で追加的に表示を行えるもの」が対象である。

具体的には、以下の2つのケースが該当する。

- ) 日本語表示部分がなくても、輸入販売事業者自身が容器包装の素材、構造、デザイン、印刷等の仕様に関し指示できる場合については、輸入販売事業者が自らの指示のもと追加的に表示を行うことが可能である。
- ) また、印刷、シール・ラベル等による日本語表示を有する容器包装についても、国内事業者と同等の負担レベルで、追加的に表示を行うことが可能

である。

( 3 ) 輸入品への表示方法

輸入販売事業者自らが容器包装の素材、構造、デザイン、印刷等の仕様に関し指示できる場合には、国内商品と同様のルールで表示を行う。

一方、 以外で、印刷、シール・ラベル等による日本語表示がある容器包装には、日本語表示部分に、構成される全ての容器包装について一括して表示（全体一括表示）する（ただし、表示スペース等の物理的制約がある場合には省略することができる）。

スポット商品についても、 のルールに従って表示を行う。

< 参考 > 業界アンケートに見られるスポット商品の定義

定期的・継続的な購入契約によらない商品

- ・ 定番導入でない商品
- ・ カタログアイテムでない商品
- ・ 発注回数の極端に少ない商品

期間限定や試験販売の商品

特定の顧客の注文に応じた商品

## 7. 材質表示の表記方法ならびに複合材質・複合素材の表記方法

平成11年度報告書では、「『プラスチック製容器包装』に係るプラスチックの材質表示については、原則、『JIS方式(ISO方式)』による表示を行うことが望ましいと考えられる。ただし、従前から一部で行われているSPI方式の表記等への配慮の必要性なども含めたさらなる検討が必要である」、「プラスチック製容器包装についてリサイクル容易性等を判断するためには、複合素材や複合材質であることがわかるような何らかの表記方法が必要である」とされている。

WGには、「プラスチック製容器包装」に係るプラスチックの材質表示の表記方法、複合材質・複合素材の表記方法について検討することを要請した。

これを受けて、WGでは、平成11年度報告書で提示された3つの表示方式(JIS(ISO)方式、SPI方式、日本語表記方式)について、容器包装へ材質表示する際の優位性を比較し、表示方式を選定するとともに、具体的なその表記方法について検討が行われた。

### (1) 材質表示の表記方法

プラスチック製容器包装の材質表示は、JIS K 6899-1<sub>2000</sub>(ISO 1043-1<sub>1997</sub>)で定められている記号を用いて行うことを推奨する。

複合材質及び複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付す。

なお、プラスチック製容器包装の識別マークとともに表示する場合には、逆くさび括弧 > < は不要とする。

材質表示はあくまでも自主的取り組みであり、従前から一部で行われ、先進的な取り組みとして評価されてきたSPI方式や日本語表記方式による表示を否定するものではないが、今後はJIS(ISO)方式に統一することを推奨する。

注) 複合材質とは、ポリエチレンとポリプロピレンなどの複数の材質のプラスチックからなり分離不可能なものを指す。一方、複合素材とは、プラスチックが他素材(紙、アルミニウム等)と複合されたもので、分離不可能なものを指す。

### (2) 材質表示の表記方法の設定根拠

自動車、家電製品等のプラスチックの材質表示にはJIS(ISO)方式が採用されており、容器包装の材質表示についても、これらと共通した表示方式を採用した方が消費者にとってわかりやすい。

JIS(ISO)方式は、ほとんどの種類のプラスチックをシンプルな記号で表示することができる。

JIS (ISO) 方式、SPI方式、日本語表記方式の中では、JIS (ISO) 方式が最も国際整合性がある。

SPI方式は、5種類の材質しか表すことができず、その他(7番)に分類されるものが非常に多いことから、十分な材質情報の開示にはつながらない。また、第二種PET(飲料、しょうゆ用)の識別表示と、それ以外のPET(洗剤、食用油用等)の材質表示が同じとなり混乱を招く恐れがある。

日本語表記方式は、特に複合素材、複合材質の場合、JIS (ISO) 方式やSPI方式に比べてより多くの表示スペースが必要となる。

日本語表記方式は、容易に判読可能という点で親しみやすいと考えられるが、材質がどのようなものなのかという実質的な把握の面ではJIS (ISO) 方式やSPI方式と大差はない。

JIS (ISO) 方式による表示は、PP、PEのようにアルファベットで記載されるため、消費者にとって難解であるとの意見もあり、このような観点から、日本語表記を併記することを否定するものではない。ただし、JIS (ISO) 方式による表示が普及し、消費者がこれに慣れることによって、容易に判読することが可能となると考える。

### (3) 表記例

単一材質の場合(例: ポリエチレン単一材質)

【識別マークの下に表示する場合】

【識別マークと離して表示する場合】



PE

> PE <

複合材質の場合

(例1: ポリプロピレンとポリエチレンテレフタレートを積層させたもので、ポリプロピレンが主たる材質である場合)

【識別マークの下に表示する場合】

【識別マークと離して表示する場合】



PP, PET

> PP, PET <

(例2: ポリエチレンとナイロンを積層させたもので、ポリエチレンが主たる材質である場合)

【識別マークの下に表示する場合】

【識別マークと離して表示する場合】



> PE , PA <

複合素材の場合

(例1：ポリプロピレンと金属(アルミニウム等)を積層させたもので、ポリプロピレンが主たる素材である場合)

【識別マークの下に表示する場合】

【識別マークと離して表示する場合】



> PP , M <

M：金属を表す記号

(例2：ポリエチレンと紙を積層させたもので、ポリエチレンが主たる素材である場合)

【識別マークの下に表示する場合】

【識別マークと離して表示する場合】



> PE , P <

P：紙を表す記号

(4)一括して表示する場合における識別表示と材質あるいは素材表示の併記方法  
一括して表示する場合において、識別表示と材質あるいは素材表示を併記する際には、部位名に材質あるいは素材表示を添える(図6、図7)ことができる。

(例1)ポリプロピレン(主たる材質)とポリエチレンテレフタレート(PET)を積層させた素材でできたボトルに、ポリエチレンのキャップが付けられた容器が、紙箱に入れられており、紙箱に一括に表示する場合(図6)



(例2)ポリプロピレン(主たる材質)と金属(アルミニウム等)を積層させた素材の内袋が、紙箱に入れられており、紙箱に一括に表示する場合(図7)



また、一括して表示する場合でも、識別表示と同一の箇所に材質あるいは素材表示をせずに、個々の容器包装ごとに、（逆くさび括弧を用いて）刻印・エンボスで材質あるいは素材表示することも可能である。

材質あるいは素材表示を併記する場合の詳細な表記方法については、7.(3)(4)の表記例を参考として、各事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする。

## 8 . 今後の取り組みの進め方

平成11年度報告書では、「事業者の負担軽減、円滑な実施の観点からは、容器包装を付す商品のライフスパン、印刷の版の更新時期等を考慮して、2～3年の猶予期間が適切と考えられるが、2年又は3年のいずれかにすべきかは今後検討する」とされている。

ここでは、識別表示の実施に向けた今後の取り組みの進め方として、勧告・命令・罰則等の規定が適用されない猶予期間、及び、事業者における取り組み面での課題（紙製及びプラスチック製容器包装への対応、飲料用紙製容器及び段ボール製容器包装への対応）について検討した。

### 8 . 1 勧告・命令・罰則等の猶予期間

#### (1) 勧告・命令・罰則等の猶予期間

**識別表示の義務化は、資源有効利用促進法（再生資源利用促進法一部改正）の施行（平成13年4月1日）からとなるが、勧告・命令・罰則等の規定は、法施行から2年間は適用しない（平成15年3月31日までの2年間は猶予期間）。**

なお、事業者においては、平成12年4月より紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集が実施されていることから、資源有効利用促進法が施行される前であっても、可能な限り早期に識別表示を開始していくことが望まれる。また、国、自治体においては、少しでも早い段階から事業者の取り組みが効果的なものとなるよう、積極的に広報、普及啓発に努める等、社会的な受け皿づくり、意識づくりを進めることが求められる。

#### (2) 勧告・命令・罰則等の猶予期間の設定根拠

識別表示は、資源有効利用促進法（再生資源利用促進法一部改正）の施行（平成13年4月1日）とともに義務化されるが、平成11年度報告書にある通り、容器包装を付す商品のライフスパンや、商品表示の印刷の版の更新時期等を考慮すると、勧告・命令・罰則等の規定が適用されない期間として、2～3年の猶予期間が必要と考えられる。

事業者においては、識別表示の円滑な実施を進める上で、業界内での調整、周知徹底に係る準備期間や、デザイン変更、金型改造、改版等に伴う新たな負担増の軽減等を考えると、猶予期間を少なくとも3年とすることを望む意見が多い。

一方、分別排出を行う消費者や、実際に消費者への分別排出の呼びかけ、収集業務等を担う市町村からは、すでに容り法は完全施行されており、紙製容器包

装及びプラスチック製容器包装の分別排出、分別収集を促進するためには、猶予期間は1年以内とすることを望む声が多く、少しでも早い段階での実施を求めている。

スチール缶、アルミ缶、PETボトルの表示の場合も、以下に示すように、再生資源利用促進法（公布：平成3年4月26日）の中で、勧告・命令・罰則等の規定を適用しない猶予期間が定められている。

）鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

付則3：平成5年4月24日までに製造され、又は輸入された缶であって、飲料が充てんされたものについては、法第17条（勧告及び命令）、第21条第二項（報告及び立入検査）及び第26条から第28条まで（罰則）の規定は適用しない（施行：平成3年10月25日）。

）ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

付則2：平成7年6月29日までに製造され、又は輸入された容器であって、飲料又はしょうゆが充てんされたものについては、法第17条（勧告及び命令）、第21条第二項（報告及び立入検査）及び第26条から第28条まで（罰則）の規定は適用しない（施行：平成5年6月30日）。

こうした状況にかんがみ、識別表示の義務化に関し、勧告・命令・罰則等の規定を適用しない猶予期間は、資源有効利用促進法の施行より、2年間とするのが適当である（平成15年3月31日まで）。

なお、平成12年度の紙製容器包装及びプラスチック容器包装の分別収集を実施している市町村数は、ガラスびんやペットボトルの分別収集を実施している市町村数に比べて少ないが、紙製及びプラスチック製容器包装の分別に係わる表示がなく、分別排出、分別収集を実施しにくいことが一つの理由となっているものと考えられる。

## 8.2 事業者の取り組み面での課題

### (1) 紙製及びプラスチック製容器包装への対応

**「各事業者又は業界ごとの対応に委ねる」とされた事項については、各業界において早期に検討を進め、一定の方法に基づいて識別表示及び材質表示が実施されるよう、これら表示に係るガイドライン、マニュアル等を作成していくことが望まれる。**

### (2) 紙製及びプラスチック製容器包装への対応の設定根拠

本報告書では、次の(3)の表1に示す通り、識別表示については、法定事項

と各事業者又は業界の対応に委ねる事項とが併記されている。

「各事業者又は業界ごとの対応に委ねる事項」とは、容り法の対象となる容器包装を利用した商品が多岐にわたるため、消費者にとって識別マークに対する視認や識別のし易さが、実際の商品の個々の容器包装ごとに異なることから、消費者の要請に事業者が柔軟に取り組めるよう詳細な対応を法定化すべきでない事項である。

また、プラスチック製容器包装の材質表示については、事業者による自主的な取り組みとされている。

しかしながら、各事業者が、独自の判断に基づいてこれら事項について取り組み、その結果が一定の統一性を保たなかった場合、実運用上、消費者が分別排出をする上で混乱が生じることが予想される。

したがって、各業界においては、これら事項について早期に検討を進め、消費者にとってのわかりやすさや、視認性に配慮した一定の方法に基づいた識別表示及び材質表示が実施されるよう、これらをガイドライン、マニュアル等としてとりまとめることが望まれる。なお、こうしたガイドライン、マニュアル等を策定する際には、できる限り消費者、市町村関係者等の意見を聴取することが重要である。

さらに、これらを策定した際には、産構審等において報告し、識別表示及び材質表示の普及促進に努めていくことが望まれる。

(3) 法定事項と各事業者又は業界ごとの対応に委ねる事項

表1 識別表示及び材質表示の進め方について

項目	法定事項	各事業者又は業界の対応に委ねる事項
1. 識別マークのデザイン、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別マークのデザイン</li> <li>・表示に使用する識別マークの高さ（印刷：6mm以上、刻印・エンボス：8mm以上）</li> <li>・識別マークを相似形で運用すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別マークの色、抜き文字、線幅、スリット、フォント等の装飾</li> </ul>
2. 無地の容器包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無地の容器包装の考え方</li> <li>・無地の容器包装への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示を省略した無地単体の容器包装について、消費者に分別区分を周知させるような方策（推奨）</li> </ul>
3. 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示スペース等の物理的制約がある容器包装の考え方</li> <li>・物理的制約がある容器包装への対応</li> </ul>	
4. 多重容器包装等における表示の要件と表記方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重容器包装等における表示の要件</li> <li>・一括して表示する場合の表記方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じタイミングで廃棄される場合の詳細な判断</li> <li>・個別表示と部分一括表示が併存する場合に、部分一括表示を全体一括表示とすること（推奨）</li> <li>・一括して表示する場合における表示部を囲む外枠や、部位の名称、表示を付す場所、併記する識別マークの相対的な大きさ等、その他の表記方法</li> <li>・多重容器包装等に、識別表示が義務付けられていない容器包装（ガラスびん、飲料用以外の金属缶、段ボール、飲料用紙製容器等の容器包装）が含まれる場合の情報提供の方法</li> <li>・紙製及びプラスチック製容器包装の表示を一括して表示できる容器包装が、識別表示が義務付けられていない容器包装（ガラスびん、飲料用以外の金属缶、段ボール、飲料用紙製容器等）に限定される場合の対応</li> </ul>
5. 社名・ブランド名等が印刷された包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包装の一枚当たりの面積が1,300cm<sup>2</sup>以下の場合には、表示を省略できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別マークの具体的な表示方法</li> <li>・包装の一枚当たりの面積が1,300cm<sup>2</sup>以下でも、裁断形状が発注前に明らかな場合の識別マーク表示（推奨）</li> </ul>
6. 輸入品への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内商品と同様の表示を行うことができる場合の要件</li> <li>・輸入品への表示方法</li> </ul>	
7. 材質表示の表記方法ならびに複合材質・複合素材の表記方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS（ISO）方式で定められている記号を用いて行う材質表示の表記方法（推奨）</li> <li>・一括して表示する場合の識別表示との併記方法（推奨）</li> </ul>

（注）「推奨」とは各対応を実施することが望ましいとされた事項

( 4 ) 飲料用紙製容器及び段ボール製容器包装への対応

「飲料用紙製容器及び段ボール製容器包装」については、事業者団体においてそれぞれ識別表示等が定められ、今後、それらに基づき事業者が自主的に行うこととしている。今後、事業者は、運用の詳細について関係者と意見交換を進めるとともに、確実に識別表示を実施することが望まれる。なお、国としても識別表示の実施状況や消費者の分別にあたっての認識・問題点について調査を行い、法定化の検討が必要と判断される場合には、識別表示の法定化に関する検討を行うこととする。

( 5 ) 飲料用紙製容器及び段ボール製容器包装への対応の設定根拠

平成 11 年度報告書では、「識別表示の表示区分は、紙については、『飲料用紙製容器（牛乳パック等）』、『段ボール製容器包装』、『その他紙製容器包装』の 3 区分とし、『段ボール製容器包装』については、検討が進められている国際標準の動向を勘案しながら、なるべく早期に識別表示を付すことを検討するとともに、『飲料用紙製容器』については、早期に識別表示を付す方向で、さらに検討を行う」とされている。

これを受け、飲料用紙容器リサイクル協議会は、飲料用紙容器識別表示ガイドラインを、段ボール産業は、国際段ボール協会において国際的に共通な段ボールのリサイクル・シンボルを定め、これに基づき事業者は自主的に識別表示を実施することとしている。

今後は、これらの識別表示の実施状況や消費者の分別にあたっての認識・問題点について調査を行い、消費者が分別にあたって困っている等により識別表示の法定化の検討が必要と判断された場合には、これらの自主的なガイドラインを踏まえつつ、識別表示の法定化に関する検討を行う。

8.3 国及び市町村の取り組み面での課題

( 1 ) 国及び市町村の取り組み面での課題

国は、少しでも早い段階から事業者の取り組みが効果的なものとなるよう、消費者や市町村、事業者に対して積極的に識別表示、材質表示の普及啓発、広報に努める必要がある。

また、市町村においては、住民が容器包装リサイクル法に基づき適正に分別排出できるよう、これらの表示に関して普及啓発、広報に努める必要がある。

( 2 ) 国及び市町村の取り組み面での課題の設定根拠

容器包装リサイクル法では、消費者には適切な分別排出を、市町村には分別収集義務が課せられており、行政には、消費者に対して、識別表示等に係る広報、

教育・啓発活動を積極的に進め、消費者への認知度を高める対応が求められる。加えて、消費者が分別排出に協力しやすい効果的な分別収集システムを構築していく取り組みも要請されている。

国においては、消費者に対して分別排出を指導する、また、分別収集を担当する市町村が、消費者からの問い合わせ等に対して十分な説明ができるよう統一的なマニュアルの作成が望まれる。また、事業者向けにパンフレット等の配布により、識別表示等の普及啓発を行う必要がある。

## おわりに

平成12年4月から容器包装リサイクル法が完全施行され、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集及び再商品化がスタートした。また、先般5月31日に資源有効利用促進法（再生資源利用促進法の一部改正）が成立し、上記の容器包装に対して識別表示を行うことが決定された。こうした取り組みに加え、循環型社会形成推進基本法や食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法の制定、廃棄物処理法の改正等が行われ、循環型経済社会の構築に向け、我が国はさらに大きく一歩踏み出したところである。

容器包装のリサイクルを推進していく上で、識別表示の問題は消費者の分別排出への協力の観点から極めて重要な事項であると認識されている。表示の実施主体である事業者には、識別表示等に対して積極的に取り組み、早期にこれを実施していくことが強く求められている。また、そうした状況を適宜、公表していくことも望まれる。こうした対応によって、広く社会に事業者の努力が伝わり、消費者による分別排出への協力も高まることが期待できる。このような製品・商品のリサイクル等に関する情報の提供は、事業者にとって重要な責務の一つである。

ただし、容器包装の製造又は利用事業者、輸入販売事業者が容器包装への表示を的確に行ったとしても、それのみによって容器包装リサイクルの環が完成するものではない。行政には、消費者に対して、識別表示等に係る広報、教育・啓発活動を積極的に進め、消費者への認知度を高める対応が求められる。加えて、消費者が分別排出に協力しやすい効果的な分別収集システムを構築していく取り組みも要請される。また、消費者と接する機会を持つ流通業者においては、店頭における掲示やパンフレットの配布等により、消費者に対して識別表示に係る情報提供を積極的に行うことが望まれる。さらに、消費者においても、識別表示等によって提供される情報を活用し、容器包装廃棄物を適正に分別排出するよう努める必要がある。

容器包装リサイクル法は我が国にとって、個別の製品を対象としたはじめてのリサイクル制度といってよく、その実効性を高めるためには、容器包装の大宗を占める紙製ならびにプラスチック製容器包装への対応が重要であり、今回検討を進めてきた識別表示等の意義は大きい。識別表示等の導入後には、適切な表示が行われているかが消費者、事業者、行政等の関係主体によって検証されるとともに、より効果的な識別表示等の運用に向け、関係者間での活発な意見交換の行われることを期待するものである。

## 謝辞

本報告書をまとめるにあたっては、業界を対象としたアンケート調査やパブリックコメントにおける御意見等を参考にさせていただいた。アンケート調査等に御協力いただいた皆様には、この場をかりて深く感謝の意を表する次第である。

